

# 平成29年度税制改正についてのお知らせ（法人事業税・地方法人特別税）

## 法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し（法人事業税・地方法人特別税）

平成29年度税制改正において、法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例について、次の見直しが行われました。（平成29年4月1日以後に開始する事業年度から対象）

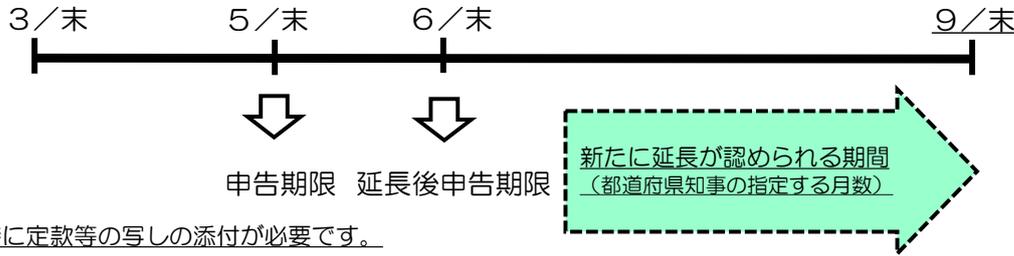
法人が会計監査人を置き、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況である場合には、その定めの内容を勘案して、各事業年度終了の日から3月を超え6月を超えない範囲内（※）において、都道府県知事が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長が認められます。

※ 連結法人は、4月を超え6月を超えない範囲内

※ 特別の事情により各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況である場合には、都道府県知事が指定する3月を超える月数の期間内

法人県民税についても、法人事業税と同様の確定申告書の提出期限の延長の見直しがされております。管轄税務署により、法人税確定申告書の提出期限の延長等の処分がされた場合は、期限までに管轄県税事務所へ届出をしてください。

（例）会計監査人設置法人で事業年度終了の日が3月末日の場合の申告期限



※申請時に定款等の写しの添付が必要です。

## その他主な改正項目について

電気供給業のうち発電事業、送配電事業、小売電気事業の分割基準について、次の見直しがされました。（平成29年3月31日以後に終了する事業年度から対象）

### ○発電事業

課税標準の3/4：事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額

課税標準の1/4：事務所又は事業所の固定資産の価額

### ○送配電事業

課税標準の3/4：事務所又は事業所の所在する都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量

課税標準の1/4：事務所又は事業所の固定資産の価額

### ○小売電気事業

課税標準の1/2：事務所又は事業所の数

課税標準の1/2：従業者数

※ 上記の見直しに伴い、昭和57年度に設けられた経過措置を廃止

お問い合わせ先		
岐阜県税事務所 法人事業税第1係・第2係	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内	058-214-6874（直通）
西濃県税事務所 事業税係	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111（代表）
中濃県税事務所 事業税係	美濃市生榎1612-2 中農総合庁舎内	0575-33-4011（代表）
東濃県税事務所 事業税係	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111（代表）
飛騨県税事務所 事業税係	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111（代表）